

第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画の評価及び次期計画策定に向けて

1. 第3次計画の位置づけ

食品安全基本法及び食育基本法の趣旨・目的・基本理念を踏まえ、「食の安全安心の確保」と「食育の推進」に関する総合的な計画。

(1) 市民をはじめとして、教育関係者、農漁業関係者、食品関連事業者及び行政等、全ての関係者がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら、食の安全安心の確保および食育の推進に取り組むための基本指針。

(2) 食品安全基本法第7条に基づく、地方公共団体において策定する施策の方向性を定めるとともに、食品衛生法第24条に基づき年度ごとに策定している「熊本市食品衛生監視指導計画」の基本的な方針。

(3) 食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画。国の第3次食育推進基本計画を踏まえ、県の食育推進計画も参考に策定。

(4) 熊本市第7次総合計画（2016年度～2023年度）の個別計画。

(5) 食に関する総合的な計画とし、健康増進法に基づき策定される「第2次健康くまもと21基本計画」をはじめ、本市における関連計画との整合性を図る。

2. 計画の概要

計画等	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国の食育推進基本計画	第2次										第3次					第4次							
熊本市の食の安全安心・食育推進計画						第2次					第3次					第4次							

●：中間評価

第3次計画期間は、令和元年度から5年度までの5年間。国の第3次食育推進基本計画を基に、食の安全安心の確保と食育の推進の一体的な計画として策定している。

3. 次期計画策定に向けてのスケジュール

令和4年8月	健康くまもと21食の安全安心・食育部会 開催
令和5年1月 ～ 3月	健康くまもと21推進会議 予定 健康くまもと21食の安全安心・食育部会 予定 ・第4次計画の体系、基本的施策、方向性の検討 ・健康づくりに関する市民アンケート調査の内容検討 〔 第3次食の安全安心・食育推進計画の検証指標の評価のための設問 第4次計画の策定のための設問〕
令和5年度	第1回部会（策定委員会）にて第4次計画策定に向けての検討 健康づくりに関する市民アンケート調査の実施（R5当初）
令和6年3月	次期 計画 策定
令和6年4月	次期 計画 開始